

育休行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 2022年 10月 1日～ 2024年 3月 31日までの 約2年間

2. 内容

目標：育休取得予定者に円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 2022年 10月～ 全社員に対し、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2022年 10月～ 全社員に対し、問合せ窓口設置の周知を行う
(取締役に問合せしづらい場合を配慮し、相談相手は顧問社労士でも良い旨と連絡先を明示する)
- 2022年 10月～ 全社員に対し、定期的な面談の機会を用意し、特に育休取得した社員においては、相談の場を用意することで、職場復帰後のワーク・ライフ・バランスに関する支援を行う